

事務連絡

令和3年4月28日

各介護保険サービス等事業所管理者様

東京都北区健康福祉部長

村野重成

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を踏まえた
介護サービス等事業所の運営に対する区の考え方等について

日頃より、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止の徹底にご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和3年4月23日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、東京都においても緊急事態措置等が定められました。

これを受けて、介護保険サービス事業所の運営について、下記のとおりご対応いただくようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、緊急事態宣言においても事業の継続が求められています。適切な感染防止対策を前提として、利用者やご家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供されるよう引き続きお願いいたします。

2 事業所としての取組みについて

既に各事業所におかれましては、利用者だけでなく従事者の皆さまの感染防止や事業所内での感染防止対策に取り組まれていることと存じますが、これまでの取組みを踏まえ、令和3年1月8日付東京都北区健康福祉部長事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」及び「緊急事態措置」に係る介護サービス等事業所の運営に対する区の考え方について」を参考に、感染防止対策にご対応いただくよう改めてお願いいたします。

なお、介護サービス等事業所の運営については、東京都から新たな通知が発せられる場合がありますので、ご承知おきください。

3 連絡体制の確認

感染拡大を防ぐためには、従事者やその家族、利用者やその家族等から、PCR検査受検の連絡を受けた場合、どこにどのように連絡・相談をするか、誰が対応すべきかなどをあらかじめ決めたいうえで、適切に対応することが重要です。

連絡先をご確認いただくとともに、従事者への周知・徹底をお願いいたします。

※感染者が発生した場合の「濃厚接触者の指定」は北区保健所が行います。
感染に関しては、下記へご相談ください。

※北区が実施している高齢者施設従事者の一斉・定期的PCR検査において、
陽性の結果報告があった際は、北区地域医療連携推進担当課からのメール
（陽性となった従事者の勤務状況等の確認）にご対応いただくとともに、
陽性判明後の対応については下記へご相談ください。

<平日9時～17時>

北区新型コロナ健康相談センター：03-3919-4500

<平日17時～翌9時・土日祝日（全日）>

東京都発熱相談センター：03-5320-4592

※発生状況に応じた支援（各種連携・対応助言・衛生物品等の手配など）は、
引き続き介護保険課が実施します。
新型コロナウイルス関連で、困ったこと、不安なことなどありましたら、下
記へご相談ください。

<平日9時～17時>

北区介護保険課：03-3908-1286・1119

<上記以外>

介護保険課コロナ対策担当が受け付けます。

4月29日 080-1108-9636

5月1日～5日 080-1108-9636

5月8日～9日 090-3094-2901

上記以降の日程は、今後調整のうえ、お知らせいたします。

4 その他

国、東京都や北区の最新情報については、各ホームページや、区内の介護事
業所専用サイト「北区ケア倶楽部」（[https://carepro-
navi.jp/kita/StaffLogin/login](https://carepro-navi.jp/kita/StaffLogin/login)）でご覧いただけますので、ご利用ください。

問い合わせ先

東京都北区健康福祉部

介護保険課給付調整係

電話：03-3908-1119

FAX：03-3908-9257